

## 建設工事請負業者の格付要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市（水道局を含む。以下同じ。）に入札参加資格審査申請をした建設工事請負業者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

(格付方法)

第2条 建設工事請負業者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する総合的な評定により得られた数値により行う。

(格付)

第3条 建設工事の格付業種は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事

2 格付の数値の範囲は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

格付業種及び格付数値

|   | 土木                     | 建築                     | 電気      | 管       |
|---|------------------------|------------------------|---------|---------|
| A | 910以上                  | 890以上                  | 800以上   | 780以上   |
|   | 3,500万円以上              | 6,000万円以上              | 600万円以上 | 600万円以上 |
| B | 909～650                | 889～715                | 799以下   | 779以下   |
|   | 3,500万円未満<br>1,200万円以上 | 6,000万円未満<br>1,500万円以上 | 600万円未満 | 600万円未満 |
| C | 649以下                  | 714以下                  |         |         |
|   | 1,200万円未満              | 1,500万円未満              |         |         |

※ 上段：格付区分に対する数値

※ 下段：格付区分に対する工事予定価格